

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第1号

令和5年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年3月20日

蓮田白岡衛生組合

管理者 山 口 京 子

1 期 日 令和5年3月27日（月）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和5年第1回（3月）定例会 会期 3月27日 1日間

応招議員（12名）

1番	齋藤信治	議員	2番	野々口真由美	議員
3番	山崎巨裕	議員	4番	秦邦雄	議員
5番	栗原勇	議員	6番	大島勉	議員
7番	山田慎太郎	議員	8番	関根香織	議員
9番	中里幸一	議員	10番	中山廣子	議員
11番	松本栄一	議員	12番	山田孝夫	議員

不応招議員（なし）

令和5年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和5年3月27日（月曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 諸報告
- 7 管理者提出議案の報告並びに上程
- 8 議案第1号～議案第3号の一括上程
- 9 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 10 議案第1号の内容説明
- 11 議案第1号に対する質疑
- 12 討 論
- 13 採 決
- 14 議案第2号の内容説明
- 15 議案第2号に対する質疑
- 16 討 論
- 17 採 決
- 18 議案第3号の内容説明
- 19 議案第3号に対する質疑
- 20 討 論
- 21 採 決
- 22 副管理者の挨拶
- 23 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	齋藤信治	議員	2番	野々口真由美	議員
3番	山崎巨裕	議員	4番	秦邦雄	議員
5番	栗原勇	議員	6番	大島勉	議員
7番	山田慎太郎	議員	8番	関根香織	議員
9番	中里幸一	議員	10番	中山廣子	議員
11番	松本栄一	議員	12番	山田孝夫	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

山口京子	管理者	藤井栄一郎	副管理者
山田則子	会計 管理者	町井孝行	事務局長
黒須靖之	次長兼 庶務課長	高橋利男	廃棄物 対策課長
齋藤芳和	次長兼 施設管理 課長	松永恭武	蓮田市 みどり 環境課長
関根啓文	白岡市 環境課長		

事務局職員出席者

書記	増田謙二	書記	片岡司
書記	大矢周治	書記	中山和夫
書記	小野田浩二		

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○松本栄一議長 3月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○松本栄一議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議席の指定

○松本栄一議長 日程第1、議席の指定を行います。

白岡市側選出議員が1名欠員となり、白岡市議会より、2月20日をもってその後任者として大島勉議員を選出する旨報告がありました。

大島勉議員の議席の指定を行います。

会議規則第5条第2項の規定に基づき、議長において大島勉議員の議席を6番と指定いたします。

ここで、大島勉議員のご挨拶をお願いいたします。

○6番 大島 勉議員 皆様、おはようございます。ただいまご指名をいただきました白岡の大島勉でございます。

せんだって、前回渡辺聡一郎議員がここの衛生組合議員として執行されていたのですが、1月16日の辞職に伴い、欠員となりまして、私が、今ご説明あったとおり、2月よりこの衛生組合議員として来ることになりました。最初で最後のこの議会になるかと思っておりますけれども、真剣に全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○松本栄一議長 ありがとうございます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○松本栄一議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

5番 栗原 勇 議員

6番 大島 勉 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○松本栄一議長 日程第3、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月27日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

◎諸報告

○松本栄一議長 日程第4、諸報告をいたします。

管理者から地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分の報告がありましたので、その内容についてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

また、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎管理者提出議案の報告並びに上程

○松本栄一議長 日程第5、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

町井事務局長。

〔事務局長朗読〕

○松本栄一議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◇

◎議案第1号～議案第3号の一括上程

○松本栄一議長 議案第1号から議案第3号を本定例会に上程いたします。

◇

◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○松本栄一議長 日程第6、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

山口管理者。

○山口京子管理者 皆様、おはようございます。

松本栄一議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げさせていただきますが、その前に一言ご挨拶を申し上げます。本日は、議員の皆様のご出席を賜りまして、令和5年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますこと、深く感謝を申し上げます。

また、議員の皆様方におかれましては、年度末であり、来月には統一地方選を控えての大変お忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

さらには、蓮田市、白岡市をはじめ、当組合の発展のために、多大なるご尽力を賜っておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会は行政執行の要であります令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算をはじめ、令和4年度の年度末を迎えての補正予算、条例改正など、重要な議案をお願いしております。議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。

○松本栄一議長 どうぞ着座にて。

○山口京子管理者 すみません。では、着座にて失礼いたします。

ご審議を賜ります案件は、条例改正が1件、予算関係が2件でございます。

初めに、議案第1号 蓮田白岡衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等に関し必要な事項を定める等したいので、提案するものでございます。

次に、議案第2号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,379万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,539万円とするものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費4件の補正でございます。

第3条につきましては、債務負担行為の補正として追加1件でございます。

第4条につきましては、地方債の限度額の補正でございます。

次に、主な内容につきましてご説明申し上げます。まず、歳入に関しましては、2款使用料及び手数料においては、主に新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度よりも搬入量が減少したことにより手数料を減額するものでございます。

次に、3款財産収入につきましては、鉄、アルミ等の売却につきまして、当初より売却益の増額が見込まれることから増額するものでございます。

6款諸収入につきましては、東京電力福島原子力発電所事故賠償金の確定により補正をお願いするものでございます。

次に、7款組合債ですが、ごみ焼却施設改修事業債として契約額の確定により、減額をお願いするものでございます。

次に、2款総務費、3款衛生費につきましては、主に執行見込みがつかしました不用額の減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第3号 令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億8,823万8,000円と定めるものでございます。

第2条につきましては、ホームページ業務委託費のほか22件の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

第3条においては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

第4条においては、一時借入金の限度額を1億円と定めてございます。

次に、歳入につきまして申し上げます。分担金及び負担金につきましては、両市にご負担をいただくものでございます。予算全体の構成比としては71.5%でございます。予算額につきましては14億9,262万円になります。対前年度比13.4%の増でございます。

使用料及び手数料につきましては、ごみ手数料及びし尿手数料を計上してございます。予算額につきましては3億6,100万7,000円で、対前年度比1.7%の減でございます。

次に、財産収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙などの売却益を計上してございます。予算額につきましては9,126万4,000円で、対前年度比26%の増でございます。

繰越金につきましては、前年度と同額の2,000万円を計上してございます。

次に、諸収入につきましては、預金利子のほか、職員等の駐車場利用料を計上してございます。

組合債につきましては、ごみ焼却施設改修事業及び道路整備事業を行うために、国からの財政融資資金として1億2,180万円を計上してございます。

次に、歳出の主なものにつきまして申し上げます。総務費につきましては3億4,525万3,000円で、

対前年度比2.3%の増でございます。

衛生費につきましては15億738万8,000円で、対前年度比14.8%の増となっております。

公債費につきましては1億5,920万6,000円で、対前年度比8%の増となっております。

予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上しております。詳細につきましては、この後、事務局から再度ご説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきます。慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、1件の行政報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてご報告申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策につきまして、当組合における12月議会報告以降の対応についてご報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者は減少傾向が続いており、落ち着きを取り戻したようにも感じられます。このような状況の中で、国による新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを変更し、5月8日から季節性インフルエンザ同様に5類に引き下げを正式に決定いたしました。

また、マスク着用の考え方につきましても方針の変更が示され、マスクの着用を個人の判断に委ねることが基本となりましたが、組合といたしましては、市民の方々の生活基盤を支えるという役割を果たすため、今までどおり感染防止対策の徹底を図ってまいります。

これから年度末に向けてごみの排出量が多い時期となりますが、ごみ収集業務やごみ焼却施設の運転管理を行っている事業者等につきましても、収集及び処理が滞ることがないように、日頃から危機感を持ち感染防止対策への取組をお願いしているところでございます。

これまでの取組状況の詳細につきましては、別添の資料に取りまとめましたので、ご参照いただければと存じます。

引き続き、職員及び委託業者が一丸となりまして、感染防止対策に万全を期してまいります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本栄一議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第1号の内容説明

○松本栄一議長 日程第7、議案第1号 蓮田白岡衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

町井事務局長。

○町井孝行事務局長 それでは、議案第1号 蓮田白岡衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案の添付資料、蓮田白岡衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の概要を御覧ください。

初めに、本条例改正の趣旨でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等に関し必要な事項を定めるなどしたいので、ご提案するものでございます。

次に、条例改正の内容でございますが、第1条については蓮田白岡衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例で、1点目は職員の定年年齢を65歳とし、令和5年度から令和13年度にかけ段階的に引き上げるものでございます。

2点目は、管理監督勤務上限年齢制に関する規定を整備するもので、管理監督職の職員は、原則として60歳に達した日以後、最初の4月1日までに管理監督職以外の職に後任等をさせる管理監督職勤務上限年齢制を設けるものでございます。

3点目は、定年前再任用短時間勤務制に関する規定を整備するもので、60歳に達した日以後、最初の4月1日から定年退職の日までの間、本人の希望により短時間勤務の職に再任用できる規定を設けるものでございます。

4点目は、情報提供及び意思確認制度に関する規定を整備するもので、職員に対して60歳以後の任用、給与等に関する情報提供並びに60歳以後の勤務の意思確認を行う規定を設けるものです。

5点目は、暫定再任用制度に関する規定を整備するもので、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、現行再任用制度と同様の規定を設けるものです。

次に、第2条については蓮田白岡衛生組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例で、60歳に達した日以後、最初の4月1日からの職員の給料月額を7割水準とする降給の処分についての規定を整備するものです。

次に、第3条については蓮田白岡衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員法の一部改正に伴い、減給処分の上限額について、現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を上限とする規定を整備するものです。

次に、第4条については蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、職員の給料月額について、60歳に達した日以後、最初の4月1日から職員の給料月額の7割とする規定を整備するほか、文言整理を行うものです。

次に、第5条については蓮田白岡衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例で、現行の再任用短時間職員に適用されている手当の額について、定年前再任用短時間勤務職員に適用するものです。

次に、第6条については職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例により異動期間を延長された職員については、育児休業及び育児短時間勤務をすることができないこととする規定を整備等するものです。

次に、第7条については蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員法の一部改正に伴い、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定を整備するものです。

次に、第8条の蓮田白岡衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例及び第9条、蓮田白岡衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項の文言整理を行うものです。

次に、第10条については蓮田白岡衛生組合職員の再任用に関する条例の廃止で、職員の定年引上げに伴い、現行の再任用制度が廃止されるため、当該条例を廃止するものでございます。

最後に、施行期日は令和5年4月1日で、附則第11条の規定については、公布の日とするものでございます。

議案第1号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第1号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第1号 蓮田白岡衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松本栄一議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の内容説明

○松本栄一議長 日程第8、議案第2号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

町井事務局長。

○町井孝行事務局長 議案第2号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,379万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,539万円とするものです。

1 ページをお開きください。歳入では、3 款財産収入及び6 款諸収入において増額、2 款使用料及び手数料並びに7 款組合債においては減額をお願いするものです。歳出では、2 款総務費において増額、3 款衛生費及び4 款公債費において減額をお願いするものです。

続いて、2 ページを御覧ください。第2 表、繰越明許費の補正でございます。クレーン補修工事、切断機補修工事については、交換部品の調達に時間を要していること、前処理設備シーケンサ等更新工事については、半導体不足により電子機器類の納期に時間を要していることから、今年度での完成が難しいため、繰越明許費の補正をお願いするものです。

放流水COD計更新工事については、不具合が生じているため機器の更新を行うものですが、納期に時間を要するため、繰越明許費の補正をお願いするものです。

次に、第3 表、債務負担行為補正でございますが、1 件の追加をお願いするものです。ホームペ

ージ保守業務委託費については、ホームページの保守管理について、来年度当初から保守を行う必要があることからお願いするものです。

続いて、第4表、地方債補正、ごみ焼却施設改修事業債については、借入金額が確定したので、限度額の補正をお願いするものです。

続きまして、歳入歳出予算に関する補正について、事項別明細書にてご説明いたします。

4ページをお開きください。初めに、歳入について説明いたします。2款1項1目使用料の1節リサイクルプラザ使用料については、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、エコプラザの貸室利用者が減少していることから1万8,000円を減額するものです。

2款使用料及び手数料、2項手数料、1節ごみ処理手数料（有料指定ごみ袋）については、12月に補正を行いました。12月の指定ごみ袋の予測枚数が予測より上回ったことから、147万円の増額をお願いするものです。

次に、2項1目手数料の搬入ごみ手数料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度の搬入量が増加傾向にあったことから、今年度も増加することを見込んでおりましたが、事業系ごみの搬入量が減少に転じたため、手数料収入の減収が見込まれることから、423万2,000円を減額するものでございます。

次に、3款2項1目物品売払収入の鉄、アルミ売却、ペットボトル売却及び古紙類売却につきましては、当初の見込みより売却益の増加が見込まれることから増額するものです。

次のリサイクル家具売却につきましては、リユース品の売却益の減収が見込まれるため、21万7,000円を減額するものでございます。

続いて、6款2項1目雑入の体験講座参加費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、体験講座の受講生の数が減ったため、6,000円を減額するものです。

続いて、東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故賠償金については、令和3年度分の賠償請求額が確定したので、68万6,000円を増額するものです。

次に、3目違約金及び延滞利息の違約金については、当組合と電力需給契約を行っていた小売事業者株式会社シナジアパワーが、12月1日をもって破産手続を開始したため、賠償相当額の違約金が支払われたものでございます。

次の7款1項1目衛生費、ごみ焼却施設改修事業債については、コンプレッサー更新工事並びに2号炉、3号炉ストーカーシュー・スライドプレート交換工事に対する借入に当たり契約額が確定したため、500万円を減額補正するものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。6ページをお開きください。最初に、2款1項1目一般管理費の12節委託料については、試験センター業務委託費、予算書作成業務委託費及び収集日程表看板等作成業務委託費については、執行見込みがついた不用額を減額するものです。

広報誌作成業務委託費については、作成部数に不足が見込まれることから増額をお願いするもの

です。

次の18節負担金、補助及び交付金から2目財産管理費、21節補償、補填及び賠償金については、執行見込みがついた不用額を減額するものです。

次に、2目財産管理費、11節災害補償保険料及び13節電算事務機器借上料については、執行見込みがついた不用額を減額するものです。

次に、3目24節積立金については、蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例に基づき、将来の施設整備に必要な財源として執行見込みがついた不用額2,700万円を積み増しするものでございます。

次に、3款1項1目清掃総務費、10節需用費、燃料費については、ごみ処理施設で使用する重油の購入に当たり、執行見込みがついたことから減額するものでございます。

続いて、11節役務費、指定ごみ袋売捌手数料と7ページをお開きいただきまして、12節委託料、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費につきましては、販売枚数が予想を上回るが見込まれることから増額をお願いするものです。

次の2目じん芥処理費、10節需用費、12節委託料、1つ飛びまして14節工事請負費、15節原材料費については、執行見込みがついた不用額を減額するものです。

戻りまして、13節使用料及び賃借料を御覧ください。こちらにつきましては、場内の運搬用として使用するアームロール車のリース契約について、当初は年度内の納入予定でございましたが、納期に時間を要し、今年度の支出がありませんでしたので、減額をするものでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。3目し尿処理費、10節需用費、12節委託料につきましては、執行見込みがついた不用額を減額するものでございます。

次の14節工事請負費については、し尿処理施設の放流水の水質測定機器であるCOD計が測定には問題ございませんが、凍結防止のためのヒーターに不具合が生じており、機器を更新するための費用をお願いするものでございます。

続いて、4目リサイクル促進費、11節役務費、傷害保険料及び12節委託料、エコプラザまつり運営業務委託費につきましては、執行見込みがついた不用額を減額するものです。

最後に、3款1項1目22節償還金、利子及び割引料については、起債償還に係る元金の金額が確定した不用額を減額するものです。

9ページ以降に繰越明許費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載してございますので、ご参照いただければと存じます。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第2号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田議員。

○12番 山田孝夫議員 2ページの債務負担行為補正のホームページ保守業務委託費の件なのですが、ホームページを見たところ、かなりいいものできているなという感じがしたのですが、これも、これが令和4年度から5年度となっているのは、さらにもっとバージョンアップするとか、手直しが入るとか、そういう意味かどうか教えていただけますでしょうか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 ホームページ保守業務委託費の債務負担行為なのですが、若干金額を上げさせていただき関係で、再度債務負担行為を挙げさせていただきました。この若干上げさせていただいた7万7,000円ですが、その理由はホームページの中にごみ収集日程表があるのですが、このごみ収集日程表を日本語以外での表示もされております。現在表示されているのが、英語、中国語、韓国語、スペイン語なのですが、これにベトナム語を加えるということでございます。ベトナム語につきましては、ベトナム語を使われるベトナムの出身の方が蓮田市も白岡市も多くおられて、ぜひベトナム語でも読めるような形にしてほしいというご要望が前からあったものですから、令和5年度からベトナム語でごみ収集日程表が見られるようにということで設定をするものがございます。

なお、ホームページについては、既にベトナム語で見られるようになっております。

以上でございます。

○松本栄一議長 山田議員。

○12番 山田孝夫議員 その件は了解しました。

先ほど申し上げたように、非常にいい形になっているので、このホームページに対する評価、いいよとか、悪いよとか、そういうのはベトナム語以外に何か組合のほうに寄せられているでしょうか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 ホームページにつきましては、令和3年10月にリニューアルをいたしまして、スマートフォンやタブレット端末でホームページを見られるように、閲覧できるように環境を整備させていただきました。バージョンアップ後につきましては、見やすく分かりやすいホームページになったとのお声がけをいただいております。また、市民の方からごみ出しやごみ収集日についての情報の問合せが多かったのですが、その辺りがかなり減ったように思われます。

以上でございます。

○松本栄一議長 山田議員。

○12番 山田孝夫議員 ありがとうございます。議長、続けさせていただいてよろしいでしょうか、質問。

○松本栄一議長 別件ですか。

○12番 山田孝夫議員 はい、別件です。

○松本栄一議長 ちょっとお待ちください。

ほかの方いらっしゃいますか。どうぞ。

○12番 山田孝夫議員 先ほどお話が出ました収集日程、その看板の作成費の関係が6ページに出ているのですけれども、市内を見ていると看板が非常にぼろぼろでということで、そういう景観上よくないというご意見も寄せられることがあるのですけれども、これで新しく看板を作られているということなのですから、この看板どのぐらいの枚数を作成して、どのぐらい配付して、残りがどのぐらいというその辺の数値を教えてくださいませんか。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 今回の議員さんのほうの回答をさせていただきます。

現在設置されています収集日程表看板につきましては、平成25年に設置をさせていただいているのです。その後10年近くたってきました、劣化をしているところもございまして、今各場所で劣化されているところもあると思います。今年度交換用に一応1,000枚の看板の製作をしまして、全部が劣化しているわけではないので、劣化しているところの集積所の方からご希望があれば新しい看板に交換するというので、こちらか、白岡市の環境課、蓮田市のみどり環境課のほうに問合せさせていただければ配るような形を取っております。

今年度交換、住民の方から来た件数としましては119件、看板の交換依頼というか、配付をさせていただきました。残りが今850ぐらいですか、ちょっと数が、新規もありますので、新規でつけた看板もございまして、850ぐらい残っております。

以上になります。

○松本栄一議長 山田議員。

○12番 山田孝夫議員 ありがとうございます。119枚交換されたということなのですから、でも現状かなりあちこち古いので、これしっかりとホームページ上で再度交換しますよということをもっと組合のホームページ、また両市の環境担当課でPRして、それによってまちの景観がよくなるというふうに考えるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 組合としましては今年度、昨年11月にホームページのほうに載せまして、看板が劣化しているようならば交換しますので、配付させていただきますのでということで周知をさせていただきました。それ以外にも、今後環境センターだよりなどの中に記事に入れていただいて、交換を促すようさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

大島議員。

○6番 大島 勉議員 先ほど繰越明許費の中で4点ほどあったかと思うのですが、それぞれ納期に時間がかかるというお話でしたが、これ繰り越した上でいつ頃それぞれ納入されるというめどがついているのでしょうか。

○松本栄一議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼施設管理課長 繰越明許の関係でございます。クレーンの補修工事につきましては、灰クレーンのバケットの納入が遅れているということで、こちらにつきましては令和5年4月28日完了予定でございます。

また、切断機の補修工事につきましては、部品の納期が遅れているのですが、こちらにつきましても4月中には工事に当たれるということで、令和5年6月30日の完了を見込んでおります。

また、前処理設備のシーケンサ等交換工事と放流水COD計更新工事、こちらにつきましては、来年度、令和5年度中の完了の見込みということで、今のところめどが立っている状況ではございません。

以上でございます。

○松本栄一議長 大島議員。

○6番 大島 勉議員 ありがとうございます。それぞれのところでその業務をするに当たって支障が出ないのかなというのがちょっと心配になっていたのですが、そこについてはいかがでしょうか。

○松本栄一議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼施設管理課長 現在のところ特に支障が生じているものではございません。

以上です。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 5ページの違約金及び延滞利息のところの違約金について761万4,000円ということなのですが、先ほどもちょっと詳細は何ったところなのですが、この761万4,000円の算出方法、どのような相手先との協議があったのか、教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 この違約金でございますが、株式会社シナジアパワー、電力会社ですが、こちらと令和2年9月29日から令和5年9月28日までの3年間、電力需給の契約をしておりましたが、この需給していたシナジアパワーが契約期間満了前の令和4年11月30日、昨年11月30日をもって小売電気事業から撤退をしたということで、電力を受けられなくなりました。契約期間が10か

月残っての撤退でございます。この10か月間について損害賠償金として違約金761万4,648円が支払われたものでございます。

こちらの金額ですけれども、1か月の電気代から燃料調整額と再生エネルギー発電促進賦課金、そして消費税を除いた分の10%掛ける10か月分ということでいただいたものでございます。こちらの金額につきましては、その違約金の算定方法、そして金額の妥当性について疑問を当然持たれると思いますので、うちのほうでも蓮田市の顧問弁護士の方に相談をさせていただきました。その結果といたしましては、違約金については十分ですよという回答をいただきましたので、この金額で了承をしたというような形でございます。

なお、県内の廃棄物処理施設では北本市さんがシナジアパワーと契約を結んでおりまして、こちらでも確認をさせていただいたのですが、うちの組合と同じように、提示された金額で違約金として受け取ったというようなことでお伺いしております。

以上でございます。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 そうすると、令和4年11月30日をもって撤退というお話だったのですが、それ以降もう電力は安定的に供給されなければいけないわけで、これに伴って臨時的に割高な料金で例えば電気料金を供給したとか、そういった市の負担は発生したのか、教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 シナジアパワーが11月末で契約が切れたものですから、その後は最終保障という形で東京電力パワーグリッドというところがあるのですが、こちらと1か月間契約をしました。

その後、12月29日から東京電力エナジアパワー、シナジアパワーの前に契約していた東京電力エナジーパートナーと現在は需給電力の契約をしている状況でございます。本来であれば入札とかをやれば安く契約できるかと思うのですが、実際には入札どころか、見積書ももらえなかったというのが実態でございます。電力状況はかなり厳しいのかなというふうに思っております。見積りをくれたのは、今現在契約しております東京電力エナジーパートナーになります。ほかは見積りもいただけなかった状況でございました。

以上でございます。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 ちょっと今の説明だけだと、実際この組合が電気料金を払うに当たって、先ほどの東京電力パワーグリッドでしたっけ、と1か月間暫定的に、臨時的にということなのですが、それによって本来の価格よりも高いような支払いがあったのかという。要はその電力会社が変わったことによる負担が増えたかどうかというのを先ほどの質問で知りたかったというのが1点なのですが、これ3回目になってしまうので、それプラスそれをご答弁いただきたいのと、

その後今後はその東京電力エナジーパートナーのほうと契約ということなのですが、それは以前の契約と同じような契約ができていますのかどうか。要は一度安さ優先でその電力の自由化によってそこに飛びついた結果、また今度次に再契約するときに高くなってしまったのでは、ちょっと元も子もないので、その辺の流れをご説明いただくようにお願いします。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 電力需給契約が終わったシナジアパワーの後は、東京電力パワーグリッドと1か月間電力需給の契約を結んだのですが、こちら最終保障してくれる契約会社でございまして、たとえどんな状況でも、どんなことがあろうと、電力需給はしてくれるのですが、その代わり金額は高くなっているという状況でございまして。

うちとしては、ここで東京電力パワーグリッドとずっと契約すると高い金額のまま、最終保障で電力は需給してくれるのですが、高い契約のままなので、ほかを探した結果、いろんな電力需給をしている会社があるのですけれども、見積書すらいただけなかったという状況でございまして、見積書をいただけたのが東京電力エナジーパートナーでございまして、現在は東京電力エナジーパートナーと電力需給契約を結んでいるという状況でございまして。

金額につきましては、当然といったらあれなのですが、高くなっております。全てにおいて高くなっているといえますか、例えば基本料金が高くなっております。電気料金の単価も高くなっております。これは電力会社に関係ないのですが、燃料費調整額必ずかかってくるものですが、これも毎月高くなっている。あとは再生エネルギー発電促進賦課金、これについてもこれも1年単位で変わるのですが、これについても高くなっているので、電気料についてはかなり上がっているという形でご理解いただければと思います。

今後の状況を見ると、当分の間は下がってくるというのは難しいと電力会社にも聞いております。

以上でございまして。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

○8番 関根香織議員 あと1点あります。

○松本栄一議長 別件ですか。

○8番 関根香織議員 別件です。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 すみません。また、別件で6ページの施設整備基金のところなのですが、2,700万円の積立てということで、これに伴って4年度末の残高どれぐらいになるか教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 施設整備基金の残高でございまして、現在は3億4,878万7,444円でございます。これに今回補正予算でお願いしております2,700万円を追加いたしますと、基金残高が3

億7,578万7,444円になる見込みでございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 3億7,578万程度ということで、たしか令和10年までに年間2,500万円ぐらいずつ積み立てる予定というふうに伺っていたかと思うのですが、今回200万円ほど多く積立てできたこの要因というのは何かありますでしょうか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 積立基金については、当初予算で2,500万円ほどお願いしておりましたが、電気料金が足りないということで、9月議会において積立て2,500万をやめて、その分を電気料金に回させていただいて、ゼロになっておりました。その2,500万円を今回の3月補正でお願いするような形になったのですが、200万円プラスになった部分については、収支の関係で収入のほうが多かったため、その分を基金に回させていただいたものでございます。

以上です。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第2号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松本栄一議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の内容説明

○松本栄一議長 日程第9、議案第3号 令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

町井事務局長。

○町井孝行事務局長 議案第3号 令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算の主な内容についてご説明いたします。

まず、1ページをお開きください。まず、第1条では、令和5年度の当初予算総額について、歳入歳出それぞれ20億8,823万8,000円と定めるものでございます。

次に、第2条では、債務負担行為について定めるもので、詳細につきましては4ページ、5ページに記載のホームページ保守業務委託費のほか22件を定めるものでございます。

続きまして、第3条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

次に、第4条では、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

続いて、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。予算書の8ページをお開きください。総括につきましては、歳入歳出合計それぞれの総額は20億8,823万8,000円、前年度比較は2億8,391万6,000円、15.7%の増となっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。10ページをお開きください。1款1項1目分担金については、組合規約に基づき、均等割25%、人口割75%に相当する額として14億465万7,000円を両市に負担していただくもので、蓮田市52.785%、白岡市47.215%の割合となり、対前年度比1億7,471万3,000円、14.2%の増でございます。

次に、2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る経費の負担金でございます。組合規約及び条例の規定に基づき、1世帯につき月額140円を両市に負担していただいているものです。前年度比では、蓮田市で延べ2,200世帯の増、白岡市で4,280世帯の増を見込んでおります。

続いて、2款1項1目使用料、1節リサイクルプラザ使用料については、エコプラザの研修室、会議室を利用する際の使用料でございます。

次に、2款2項1目手数料の1節ごみ手数料のごみ処理手数料につきましては、燃えるごみ用と燃やせないごみ用の有料指定ごみ袋の販売手数料をはじめとし、手数料関係でございます。

次に、11ページを御覧ください。次の一般廃棄物処理業許可申請手数料につきましては、2年ごとに更新される廃棄物の収集運搬の許可に係る更新手数料20者分でございます。

次に、2節し尿手数料の浄化槽清掃業許可申請手数料は、2年ごとに更新される浄化槽清掃業の許可に係る更新手数料3者分でございます。

次に、2項1目物品売払収入については、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類などの各資源物の売却収入です。資源物については、単価の値上がりにより、前年度と比較して1,884万3,000円の増となっています。

次に、12ページをお開きください。上段の4款1項1目基金繰入金については、施設整備の費用に不足が生じた場合の財源として基金を充てる必要が想定されることから、目開けとして計上しております。

次に、5款1項1目繰越金については、前年度繰越金として2,000万円を計上しております。

6款1項1目組合預金利子については、歳計現金の資金運用に係る定期預金利子でございます。

次の6款2項1目雑入については、広報誌などへの広告掲載料及び体験講座の参加費用のほか、職員並びに委託業者等の駐車場使用料及び保険事務取扱手数料でございます。

次の7款1項1目衛生債については、ごみ焼却施設改修事業の実施に当たり、対象工事費用の約75%を国の財政融資資金で起債を行うものです。

2目土木債につきましては、道路整備事業として白岡市道2145号線の拡幅工事の実施に当たり、対象工事費用の約90%を起債で行うものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。14ページをお開きください。最初に、1款議会費につきましては、おおむね前年度と同様となっております。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、1節報酬につきましては、正副管理者並びに各審査会委員等の非常勤特別職及び会計年度任用職員の報酬でございます。

2節給料から4節共済費につきましては、再任用職員を含む職員32名分の人件費です。

続いて、15ページを御覧ください。8節旅費については、非常勤特別職の費用弁償や職員の旅費でございます。

11節役務費の通信運搬費につきましては、電話料及びインターネットの回線使用料です。

次のGS1事業者コード手数料については、3年ごとに更新する指定ごみ袋に印刷されているバーコードの登録更新手数料です。

次に、12節委託料の定期健康診断業務委託費につきましては、職員の定期健康診断に要する費用でございます。

16ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の埼玉県総合事務組合退職手当負担金については、本年度末に2名が退職を予定していることから、特別負担金を併せて計上しております。

12節委託料の電気設備点検業務委託費については、電気事業法で規定している電気工作物の保安管理業務を委託する費用でございます。

17ページを御覧ください。測量設計業務委託費につきましては、令和3年度に設計した北門拡幅工事とストックヤードフェンス移設工事に係る設計単価の入替えに要する費用でございます。

次の納付書発行システムインボイス制度対応改修業務委託費については、インボイス制度導入に伴ってシステム改修を行うものです。

次の13節使用料及び賃借料については、組合で使用するコピー機等のOA機器並びに電算事務機器の借上料等に要する費用です。

また、計量室電子表示機器借り上げにつきましては、廃棄物を持ち込む方へのディスプレイ表示による注意喚起や、イベントなどのリサイクルの周知活動に利用するための設備として費用をお願いするものです。

次の14節工事請負費、環境センター場内整備工事につきましては、焼却灰や薬品納入など当組合に大型車が進入する際は北門を利用しておりますが、大型車の進入に北門が狭いため、河川側に大回りして進入することから、土手に負担がかかり、損傷が見受けられることから、河川管理者である杉戸県土整備事務所より、改善するよう指導されております。このことから、北門の拡幅工事を実施するための工事費用及び白岡市道2145号線の拡幅工事に当たり、ストックヤードフェンスを移設するための工事費用をお願いするものでございます。

電話交換機交換工事につきましては、当組合で使用している電話回線をISDN回線から光回線に変更するための工事等を実施するものでございます。

次に、3目施設整備基金費、24節積立金につきましては、施設整備基金条例に基づき、当組合の施設整備に必要な財源を確保するための費用として積み立てるものです。

続いて、18ページをお開きください。3款1項1目清掃総務費、10節需用費の燃料費については、ごみ焼却施設の点火用燃料として使用しているA重油などの購入費用でございます。

光熱水費については、電気料及び水道料の費用でございます。電気料につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻により社会的に不安定な情勢となり、電力に使用する燃料の高騰が続いているため、昨年度より1億3,174万4,000円の増となっております。

次の機械修繕料については、計量システムに不具合が生じた際の修繕費用でございます。

11節役務費の指定ごみ袋売捌手数料及び清掃券売捌手数料については、取扱店への売捌き手数料でございます。

次に、12節委託料の指定ごみ袋製作及び配送業務委託費につきましては、有料指定ごみ袋の製作のほか、取扱店までの配送業務を含む委託費用でございます。

次の施設維持管理運転業務委託費につきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の運転管理に要する業務委託費です。

次の計量システム改修業務委託費については、インボイス制度導入に伴ってシステム改修を行うものでございます。

続いて、19ページを御覧ください。13節使用料及び賃借料の自動車番号認識システム借上料については、台貫計量時に車輛番号を読み取り、搬入者の把握及び入退場の確認を行うシステムの借上料でございます。

18節負担金、補助及び交付金の職員研修負担金については、ごみクレーンの運転免許を取得するための免許講習を受講する費用や省エネ法に基づくエネルギー管理講習の受講費用、場内作業のためのフォークリフト運転技能講習に要する費用でございます。

次の一般廃棄物搬入負担金につきましては、し尿から発生する汚泥並びに瓦礫類を北茨城市に埋立てをお願いする際に、同市との協定に基づき支払う費用でございます。

2目じん芥処理費、10節需用費の消耗品については、廃乾電池用のドラム缶や防じんマスク、防護服、焼却炉に使用する水噴射用ノズルチップなどの消耗品を購入する費用でございます。

次に、機械修繕料については、機器類の故障や不具合が生じたときに修繕を行う緊急修理に要する費用でございます。

1つ飛びまして、薬品費につきましては、ごみ焼却時に発生する窒素酸化物、塩化水素などを中和、除去するための尿素水、消石灰などの購入に要する費用です。

次の機械点検整備料については、コンプレッサー点検整備、排ガス分析計点検整備等に要する費用でございます。

車輛修繕料につきましては、場内で使用する重機の保守点検に要する費用です。

続いて、12節委託料、燃えるごみ等収集業務委託費については、行政区内の5万世帯、約3,500か所の集積所で排出される燃えるごみ等の収集業務に要する経費でございます。

次の焼却灰・ばいじん等処分業務委託費については、焼却灰、ばいじん等の資源化や埋立て処分に要する費用です。

ごみ処理施設環境測定業務委託費につきましては、法令に基づき、排ガスや焼却灰のダイオキシン類濃度等を測定する業務委託費です。

次のごみ処理施設機器保守点検業務委託費については、地下タンクや無停電電源措置の保守点検のほか、受入れ集じん装置のフィルター交換等の整備に要する費用です。

次のガラス類・ペットボトル等処分業務委託費については、ガラス類・ペットボトル等をリサイクルするための中間処理に要する費用です。

その他、ごみ処理に係る業務委託費として経常経費を計上しております。

20ページをお開きください。13節使用料及び賃借料の重機借上料については、場内で使用する6台の重機借り上げに要する費用でございます。

14節工事請負費につきましては、焼却炉内のれんが、バグフィルターのろ布交換及びクレーン等

の補修工事に要する費用でございます。

15節原材料費につきましては、焼却炉壁面のれんがの補修に使用する部材を購入する費用でございます。

次に、3目し尿処理費でございますが、10節需用費、消耗品費については、現場機器で使用するVベルト、バルブ、膜カートリッジ等の消耗部材を購入する費用です。

機械修繕料につきましては、破碎機カッター交換整備費のほか、緊急的な修繕に要する費用でございます。

1つ飛びまして、薬品費につきましては、し尿を処理する過程で汚泥を凝集させるための薬剤、リンの除去、処理工程でのpH調整などに必要な9種類の薬品を購入する費用でございます。

次の機械点検整備料につきましては、し尿処理施設内のポンプ、遠心分離機等の点検整備に要する費用です。

し尿処理施設清掃業務委託費につきましては、し尿を貯留する各槽内の沈殿物を清掃、除去するための業務委託費と高度処理用活性炭の交換に要する費用です。

次のし尿処理施設環境測定業務委託費については、法令に基づき、し尿の放流水、脱水汚泥の成分を測定する業務委託費です。

脱水汚泥処分業務委託費につきましては、し尿の処理過程で発生する脱水汚泥を堆肥にリサイクルするための業務委託費です。

続いて、4目リサイクル促進費、7節報償費については、リサイクルプラザ事業として予定している体験講座における講師の謝礼でございます。

12節委託料のリサイクルプラザ運營業務委託費につきましては、リサイクルステーションの窓口業務のほか、家具類の補修業務等について、公益社団法人いきいき埼玉へ委託する費用でございます。

4款土木費、1項道路橋りょう費、1目道路新設改良費につきましては、当組合の北側にある白岡市道2145号線約340メートルについて、白岡市の行政指導により道路幅員を5メートルから6メートルに拡幅するための工事費用をお願いするものです。

5款1項1目元金の22節償還金、利子及び割引料については、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業5件、ごみ焼却施設改修事業4件、合計13件に対する地方債の元金でございます。

2目利子については、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業5件、ごみ焼却施設改修事業4件、計13件に対する地方債利子でございます。

最後に、5款予備費につきましては、前年同額を計上しております。

23ページから37ページには、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載してございますので、ご参照していただければと思います。

議案第3号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第3号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 質問したいことはいっぱいあるのですが、まず最初に13ページの組合債の話
をさせてもらいます。

衛生費としてごみ焼却施設改修事業が倍増になっているのです、額としては。ですので、どこを
どうしてそこまでに増えたのかなということと、すみません、土木債でこれ純増、これは道路拡幅
ということなのですが、単純にいうと、これ白岡市の市道ですよ。市道を拡幅するのに、何で組
合が費用を負担しなければいけないのかというのが非常に疑問なのですが、そこ白岡市の議員とし
ては言いにくいところですが、そこを、その2点取りあえず教えていただけますか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 まず、ごみ焼却施設改修事業債の増額の関係ですけれども、こちらにつ
きましては、令和4年度、今年度につきましては当初予算のときにおいてクレーン補修工事とクレ
ート設備更新工事に係る費用として2,650万円をお願いしておりました。令和5年度、来年度につ
きましては、クレーン補修工事及び燃焼ストーカプッシュロッド補修工事に係る費用として5,900万
円をお願いするというものでございまして、事業が変わった結果、増額となったもので、ご理解を
いただければと思います。

○松本栄一議長 斎藤次長。

○斎藤芳和次長兼施設管理課長 今道路事業債のお話で、白岡市道2145号線の費用負担をなぜ組合が
やらなければいけないかという質問に答えさせていただきます。

まず、当組合の敷地について、昭和51年にごみ処理及びし尿処理施設をこの土地で行うというこ
とで都市計画決定がなされております。いろいろ施設の整備もしてきたのですが、その際には500平
米以上の建物を造るときとか、そういったところは開発行為に該当するのですが、当組合の場合は
その都市計画決定というものがなされている場所に、新たに施設を整備するものなので、開発許可
申請ではなくて、適合証明という形で施設の整備を行ってまいりました。その後昭和51年につくっ
た際の都市計画決定敷地の面積ですとか、例えば一部河川のほうにフェンスが越境しているとか、
その辺の問題がありましたので、両市の都市計画の所管課と協議をさせていただいた経緯がありま

す。その際に、都市計画の適合証明でいろいろ施設の整備を行ってきたのですが、本来、民間企業と同じように、開発行為に当たるものに関しては、その事業を行う者がきちんと道路整備を行うということが規定されております。組合の場合はエコプラザ等を整備したのですが、本来そのときに道路の拡幅を併せて行っておく必要があったという形で白岡市から行政指導を受けました。開発指導要綱の中に取付道路の幅員は6メートル以上とするという規定がございますので、また、その事業費については自らが負担するというふうに規定されておりますので、今回予算計上させていただいて、組合が事業として行うものでございます。

以上です。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 私も何個かあるのですが、まず24ページ、組合の職員のところなのですが、職員数の2名減ということなのですが、まずこれの詳細を、定年退職なのか何なのか、教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 職員につきましては、退職者が3名、それと蓮田市に帰任者が1名、合計4名減となります。新規採用職員につきましては2名を予定しておりますので、職員についてはマイナス2名の予定でございます。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 2名減って、その事業が大丈夫なのかという観点でちょっと伺っているのですが、要は蓮田市でいうと定員適正化計画みたいな、これくらい人が必要というのが定められているのですが、その辺の職員の定数とかというのは組合ではどのように定めているのでしょうか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 条例で35名と定めております。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 条例で35名のところ、来年度については29名ということだと思うのですが、このマイナス分についてほかの職員の方へのしわ寄せだったり、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 しわ寄せということちょっと厳しいかなと思いますが、職員の減少につきましては、厳しい状況であるということはあるかと思いますが、ただ、その分会計年度任用職員を2名ほど来年度増やさせていただいて5名にする予定でございます。

それと、再任用職員も併せて職員が少なくなる分については、補ってまいりたいと考えておりま

す。

以上です。

○松本栄一議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

齋藤議員。

○1番 齋藤信治議員 ちょっと今の質問に続けてやらせていただきたいのですが、先ほど新規採用職員は2名ということだったかと思いますが、その2名でまだマイナス2だよということで、今の会計年度任用職員をプラスしたので、大丈夫という発言だったかと思うのですが、今後そういう意味ではまだ定数に達していないので、今後採用予定みたいな計画はできているのでしょうか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 令和5年度の採用計画につきましては、これから検討させていただきます。

以上です。

○松本栄一議長 齋藤議員。

○1番 齋藤信治議員 なかなか採用が難しいというふうに聞いているのですが、頑張ってくださいとしか言えませんが、お願いします。

26ページに給与のほうで、政府も一生懸命それぞれの民間会社に対して給与を上げろと言っていて、それぞれのところではかなりの給与アップがなされていると思うのです。ここではたしか26ページのでいくと、昇給に伴う増減分とか云々で平均昇給率1.3%みたいですね。今の物価の上昇率から考えて、この上げ方で大丈夫なのですかというのは非常に心配になりますが、いかがでしょうか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 26ページに書いてあります平均昇給率につきましては1.3%となっておりますが、これにつきましては、給与条例に基づきまして定期昇給を行っている、その結果のパーセンテージになっております。両市、そして組合ともに基本的には人事院勧告によりまして給与改定の方針が決まって、議会の議決を経て給与条例の改正という形になりますので、裁量権自体がかなり少ないものの一つになるということをご理解いただきたいというふうに思います。

それと、この1.36%については、あくまでも平均という形になりまして、55歳以上になると昇給が四号給上がるのですが、それが二号給になるということでございます。あと一つは、若い職員は3%以上昇給率はもらっているとなっているという状況でございます。

以上です。

○松本栄一議長 齋藤議員。

○1番 齋藤信治議員 若い人は3%上がっているということで、まだそれでも今の物価に追いつい

ていないなという感じがありますけれども、それなりに何とかなっているかというところですか。ありがとうございます、取りあえず。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 私ばかりしゃべっていてすごく申し訳なくなってしまうのですけれども、すみません。

18ページ、3款衛生費のところの光熱水費、先ほどのご説明で電気料の高騰ということで、これ非常に厳しい状況はすごく分かるのですけれども、令和4年度だと1億2,000万程度だったものが2億5,000万になっているということなので、もう倍くらい増えているのが分かるのですけれども、先ほどの補正のときに電力会社の契約先が変更になったことが分かったのですけれども、このエネルギーパートナーですね、この契約単価を比較、単価というのですか、電力の、何か比較してその令和4年度と5年度、どれくらい上がっているかというのが分かれば教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 契約単価の関係ですけれども、まず基本料金というものがございまして、1,195キロワットという単価で契約をしております。昨年の4月ですと155万1,558円でしたが、現在ですと184万3,586円になっております。

あと、単価ですけれども、一番安いときの単価ですと、昨年12.76円だったものが、今現在は15.15円になっております。

それと、燃料費調整制度というものがございまして。火力電力発電に用いる燃料、例えば原油ですとか、石炭ですとか、天然ガス、この単価が変動することによって燃料調整額というものが変わってまいります。昨年の1月まではマイナス0.52円。それが4月の時点で2.2円、今現在ですと11.14円、かなり上がっております。

それと、再生エネルギー発電促進賦課金というものがございまして。2020年の分ですと2.98円、21年が3.36円、22年、今現在なのですが、これが3.45円、今年の5月にまた変わるのですが、これも上がる可能性があるということでございまして。これらも含めまして、社会情勢が安定していない、不安定な状況も含めまして、昨年度より電気料金約1億3,000万円ほど増額というような形をお願いをしているものでございまして。

以上です。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 ありがとうございます。基本料も単価も全て軒並み上がっているというのが今で分かったのですけれども、先ほど補正予算のときにも伺ったのですけれども、以前の契約先に戻った、エネルギーパートナーのほうに戻ったということだと思っております。このエネルギーパートナーさんの電力の安定供給、また同じようなことが起きないようにという観点で、この安定供給につ

いてはどのような契約、何年契約というのか、また3年契約なのか、単年契約なのか、教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 今回の契約期間は1年契約でございます。昨年の12月から今年の11月までになっております。今契約しているところは東京電力でございますので、まず潰れるということはないのかなというふうに思っております。

以上です。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 これって潰れることはないというお言葉を信じた上で、単年契約しかできなかったのですか。要は例えば3年契約すると、多少単価が安くなるとか、そういったことはないのか、その辺を含めて教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 契約年数を長くしたからといって、安くなるというものではございませんでしたので、1年契約という形にさせていただきました。本来であれば電力会社幾つかありますので、世の中が安定して、電気料金も下がってきて入札ができる状況になったら、入札を行いたいと考えております。

以上です。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

野々口議員。

○2番 野々口眞由美議員 ふれあい収集についてお伺いいたします。

予算書のどこに該当するかがちょっと分からないのですけれども、高齢化も進んできており、これ対象は要介護、要支援、それから障害者手帳をお持ちの方ということになっておりますが、大体何名ぐらいを想定して予算立てをしているのか、教えてください。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 ふれあい収集のことについてお答えさせていただきます。

ふれあい収集については、平成30年から開始をさせていただいております。その当時は、白岡、蓮田合わせまして117名の方が利用しておりました。今現在では、令和5年2月現在で217件ということで、100件ほど増えております。昨年から今年度になりますと、30件ぐらい、令和3年度から4年度、今最後になりますけれども、増えておりまして、最近ではちょっと急激に上がってきておりまして、50ぐらい増えるという予想を立てております。一応こちらの予算については、今車輛等に、車のトラックの車輛だけ予算を取っておりまして、車輛と燃料費だけ取っております。あと、人件費につきましては、うちのほうの職員並びに再任用職員などに運転をしていただきまして、各場所に集積所に取りに行くような形、集積所というか、自宅へ取りに伺うような形を取っております。

ので、人件費がちょっと計上されているという形と、あとふれあい収集のトラックと燃料費ということになります。

今後の予想なのですけれども、今ふれあい収集については、週2日回収を行っています。それを週2日といたしても、各家庭のほうに週1回のような形を取りまして、1日100件ずつ回るような形を取っております。今現在大体1日最高で120~130までがちょっと限界になってきてます。大体朝8時半から収集を回しまして、遅いときで4時過ぎぐらいに帰ってくるような形になります。もう少し増えて150ぐらい超えますと、もう一日増やすような形で対応するかということで検討したいと考えておりますので、今現状の時点では週1の2地区に分けた形で回収をしていますので、現状のまま続けたいと思っております。

以上となります。

○松本栄一議長 野々口議員。

○2番 野々口眞由美議員 ありがとうございます。こちらのふれあい収集の周知方法についてお伺いしたいのですが、要介護、要支援とかという情報を持っている例えば高齢介護課であるとか、民生委員さんであるとか、どういう形の連携を取って周知をしているか教えてください。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 私のほうからお答えいたします。

今現在こちらの申請の窓口としましては、組合とあと白岡市の環境課、蓮田市のみどり環境課が窓口になっているのですが、その窓口の前に白岡市の福祉課、高齢介護課ですか、とあと蓮田市の福祉課、長寿支援課、在宅医療介護課、こちらのほうと連携を取ってまして、そちらのほうに一応チラシ等を用意させていただいておりまして、それを基にデイケアサービスなどの包括支援サービスのほうで取り扱っていただいているような形になっております。デイケアの包括支援のほうで必要があれば申請は出してくれるような形になっています。

以上になります。

○松本栄一議長 野々口議員。

○2番 野々口眞由美議員 分かりました。ありがとうございます。

あともう一点、最後ですけれども、指定日にごみが出していなかった場合には、安否確認をするということが規定されておりますが、現在までの間でそのような安否確認を行ったという事例は発生しておりますでしょうか。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 すみません。失礼しました。私のほうからお答えします。

基本的にはこちらに申請をしたときに、安否確認要と不要という形で申請していただく形を取っております。要の場合については、必ずうちのほうの職員が行ったときに、その方と対面で話すような形を取っております。行っても結構いないときがあるのですね。その方がお忘れしてちょっと

病院に行ってしまったとか、そういうときもありまして、そういうときはこちらの組合のほうに連絡をして、組合の職員のほうから本人の自宅にかけの場合やデイケアの方にかける場合、あるいはご家族のほうに連絡して連絡が取れないということで、その都度行っております、なるべく連絡は最終的に取るような形を取っております。

以上になります。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 23ページの特別職の部分なのですが、特別職が多分これですけれども、情報公開・個人情報保護制度審議会委員、この制度が多分、前の議会でなくなったとって、特別職5人減になっているにもかかわらず、報酬は20万アップ。ちょっとこの理由をご説明願いたいのですが。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 では、私のほうからご説明させていただきます。

報酬のアップの件なのですが、廃棄物減量等推進審議会というのがございます。令和4年度については3回で審議会を予定していたのですが、5年度につきましては一応5回を予定しております。

5回にした理由なのですが、4年度に諮問しまして、その諮問がこれから求められる分別収集ということで、現在の分別収集品目の再点検及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律のプラスチック新法への対応についてということが諮問されております。4年度に委員の方からいろいろ話合いをしている間に、やはりほかの自治体の廃棄物の収集状況等、あとプラスチックの分別状況などを確認したいという意見がございまして、令和5年度についてはコロナがちょっと今回明けますので、5年度早々に廃棄物減量等推進審議会のほうで現地視察を予定しています。その分を1回追加させていただいたのと、あと審議内容が非常に細かい部分がございますので、その分を追加させていただいて、令和4年度については3回でしたが、令和5年度については5回とさせていただきます。

以上になります。

○松本栄一議長 斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 ありがとうございます。プラごみの話は、多分以前聞いたときには、当分プラごみ収集はしないという回答だったかと思うのですが、それを見直すかもしれないということで、ご検討いただければと思います。

すみません。併せてですが、ほかの委員会の予定等で審議内容等分かれば教えていただけますか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長 まず、監査委員さんなのですが、例月出納検査ということで月1回、年間で12回行っております。そのほかに定例監査、定期監査等していただいております。

そのほかにつきましては、今お話がありました廃棄物減量等推進審議会委員さんの審議会、こちらが3回から5回に増やさせてやらせていただくと。そのほかにつきましては、必要に応じて審議会を行うというような状況になろうかと思えます。基本的に組合ではそれ以外についてはあまりトラブル、問題等ございませんので、何かありましたらそのほかの審議会は開くというような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○松本栄一議長 斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 ありがとうございます。

別の問題です。19ページで、衛生費の委託なのですけれども、令和4年度で医療系産業廃棄物収集処分委託、それから空調機保守点検業務委託、荷物資源持ち去りの業務委託等あるのですが、この辺がなくなった理由を教えてください。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 私のほうからお答えさせていただきます。

医療系産業廃棄物の処分についてですが、これ前回の12月のときにもご説明させていただいたのですが、医療廃棄物については特別管理廃棄物に属しておりまして、今まで組合が委託している業者さんが集めて、委託している業者さんが処分先に持っていったのです。ずっとそうやってきたのですが、業者さんのほうから直接契約をしていただいて、直接処分先に持っていったほうが安くなるということで、安価になるということで提案がございまして、それを医師会のほうにご相談させていただいたら、医師会のほうもそちらのほうは値段のほうは下がるのであれば、安価になるならば直接したほうがいいとの意見がございまして、昨年度まで医療系廃棄物については、収集運搬と処分の費用を取っておりましたが、今年度についてはなくなった形になっております。

もう一つの持ち去りパトロールの件なのですが、こちらについては、持ち去りパトロールを行っています、うちが契約しています、少々お待ちください。失礼しました。関東製紙原料直納商工組合というところがあるのですが、古紙の間屋で116社の組合になっています。そちらのほうと25年の2月から9年間契約をしてきたのです。9年間毎年契約をしてきたのですが、最近持ち去りをされた、今までGPSという機械を使って持ち去られたものをどこの古紙問屋のほうに運ばれているかという調査をしていたのですが、それがこの組合に属していないところに持ち込まれているケースが最近増えているということで、ちょっと組合としてはこのまんま調査を続行しても、組合の結果として注意とかできないということを言われまして、またあとGPSでの古紙の調査がちょっと世間上結構テレビとかで放映して知られてしまった点もありまして、古紙を回収する際にこの持ち去り者が中を見つけて壊してしまうという件が出てきております。そういう点もありまして、この関東製紙原料直納商工組合さんのほうがやめたいということがありまして、こちらについてうちのほうもその件を受けまして、令和5年度からなくすような形になっています。

ただ、組合としては今後につきましても、持ち去り行為者に対するパトロールを続けておりまして、それについては引き続き組合内で行っていくことを続けております。

以上になります。

○松本栄一議長 斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 持ち去りの件で、ということはまだ現状その持ち去りという行為そのものは減っていないのでしょうか。まだ調査しなければいけない状態だということですが、ちょっとその状況を教えてくださいませんか。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 今年度になりまして、一応16件の持ち去りの情報を受けています。あと、組合のほうから持ち去りのパトロールも行った件数も合わせまして16件ほど情報が来ております。一応そのうちの3件については、持ち去り、うちのほうの職員が見つかりまして、即警察のほうに通報したのですが、なかなか向こうも早く逃げてしまうというのもありまして、ちょっと捕まってはいるのですが、持ち去りの調査は続けているような形になっています。

今のところ、車のナンバー等を控えておいて、次回持ち去り行為者のパトロールをしたときに、そのナンバーとかいけば、なるべく早い時期に尾行ではないのですが、警察のほうから見つけた時点で連絡をくれれば、尾行に参加してくれるということをおっしゃるので、警察と協力しながらなるべく検挙をしていきたいと考えております。

以上です。

○松本栄一議長 斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 すみません。ありがとうございます。今聞きたかったのは、その件数が増えているのか減っているのか、その辺の状況を知りたいのですが、

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 すみません。件数のほうは、昨年まで古紙の価格が下がっていたもので、減っていたのですが、今年度古紙の価格がまたちょっと上がってきたみたいで増えております。あと、金属類も今まであまり持ち去りとかって過去になかったのですが、この何年か金属類の、燃やせないごみですね、燃やせないごみを出すときに、中に小型家電みたいなもの、ゲームとか、そういうものが入っていたりしたケース、入っているケースが多いので、そういうものを探しに物色している方がいらっやまして、件数的には増えております。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 18ページ、衛生費の中の指定ごみ袋製作及び配送業務委託費について、これ毎回お聞きしているのですが、令和4年度と比較すると1,100万程度かな、大きくなっているのですが、これは単に作成のこの費用が上がっているのか、それとも作成の枚数が多いと

いう見込みなのか、その辺り教えてください。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 私のほうからお答えします。

作成の枚数については、コロナ前の平成30年頃とあまり変わらない数量になっております。単価のほうなのですが、指定ごみ袋の配送業務委託については、指定ごみ袋の製作の原料であります合成樹脂であるナフサポリエチレンという原料が高騰しております、その要因としましては、原油価格の高騰や為替の円安によるものなのですね。そのために、令和4年度の当初の予算に比べますと、33%ほど金額が上がっております。予算計上では金額を上げた形で計上させていただいております。

以上になります。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 ありがとうございます。枚数自体は平成30年、コロナ前とほとんど変わらないけれども、その合成樹脂とかが高騰している影響で33%ほど上がっていると。たしか指定ごみ袋45リットル、一番大きいサイズで五十何円で販売しています。ただ、その作成単価というのは、実際そのうちのすごく微々たるもの、微々たるものという言い方が悪いですが、だったかと思うのですけれども、それでどれくらい上がっているか、何円だったものが何円になったか、分かれば教えてください。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 すみません。失礼しました。

サイズごとにお話をさせていただいたほうがよろしいですか。まず、単価ですが、1枚の単価で税抜きで説明をさせていただきたいと思います。令和2年度4月の単価ですが、燃えるごみ用が45リットル、1枚当たり10.36円です。30リッターが6.168円、20リッターが4.364円です。燃やせないごみが45リッターが11.184円、30リッターが8.84円、20リッターが6.048円でした。

5年度につきましては、燃えるごみ用45リッターが13.156円、30リッターが7.716円、20リッターが5.444円、燃やせないごみの45リッターが16.672円、30リッターが11.792円、20リッターが8.496円になっております。

以上となります。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 ありがとうございます。ここにも燃油の高騰からいろんなことが影響しているのが分かりました。ただ、ここでちょっとこのタイミングでごみ袋の値下げについてとか、そういったことを審議するのは、ちょっと今ではないかなと思うのですけれども、ただこの議会で私の任期も最後になってしまうので、あえてちょっと言わせていただきたいのですけれども、そのごみ処理行政というのはどうしても公共性の高いサービスなので、どうしても市民の方からこのコロナ

禍で特に袋の価格が高いとか、そういった声をいただくことが多くありました。先ほど申しましたが、燃料高騰の今、その価格の見直しとか、そういった話ではなくて、今後そのコロナも明けて、普通の状況に落ち着いたときには、その廃棄物減量等推進審議会とかにもその袋の価格の妥当性とか諮ることなど、これは要望としてお願いいたします。

以上です。

○松本栄一議長 要望ですね。

○8番 関根香織議員 はい。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第3号 令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松本栄一議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時11分

○松本栄一議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○松本栄一議長 ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○藤井栄一郎副管理者 それでは、松本議長さんのお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、令和5年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。そして、また先ほど提案申し上げました議案につきまして慎重審議を賜り、ご可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど管理者からもちょっとお話があったかと思いますが、新型コロナウイルス感染症も皆さんご存じのとおり、5月8日から2類から5類ということになっております。非常に幾らか安心をしてきた、まだまだ落ち着きはないかもしれませんが、そういう新しい生活様式という形になった頃かと思っておりますので、当組合もまだまだ職員、そしてまた委託業者につきましても感染症対策を十分に図りながら業務を遂行していくつもりでございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

今回もこの組合もまさに市民の安心安全を守る大切な施設でございます。これからも職員一同頑張っている所存でございますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、議員の皆様方のますますのご活躍、そしてまたご健勝、そして統一地方選のご奮闘をご祈念申し上げまして、甚だ簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。



◎閉会の宣告

○松本栄一議長 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。
これにて令和5年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時13分